**佐野市流域治水取組方針**

令和7年６月

**１ 経緯**

近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化への対応はもとより、令和元年東日本台風の豪雨により、甚大な被害を被ったことを教訓に、今後は、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前の防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が、協働して流域全体で行う水災害対策である**『流域治水』**を、総合的かつ多層的に、推進する必要があります。

**２ 目的**

集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの『流域』として捉え、**『１.氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策』**、**『２.被害対象を減少させるための対策』**、**『３.被害の軽減、早期復旧・復興のための対策』**を３つの柱とし、地域の特性に応じたハード・ソフト両事業により、総合的かつ多層的に**『流域治水』**を推進するため、本市の**『取組方針』**をここに定めます。

**３ 根拠**

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、9つの法律（①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法）が、2021年（令和3年）5月に改正・公布され、同年11月1日に全面施行されました。このことにより、**『流域治水』**を進めるための法的枠組みが、整備されました。

**《 参 考 》**

**（１）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 関連法**

　　①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、⑧都市緑地法

**（２）被害対策を減少させるための対策 関連法**

　　①特定都市河川浸水被害対策法、⑥都市計画法、⑦防災集団移転特別措置法、⑨建築基準法

**（３）被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 関連法**

　　②河川法、④水防法、⑤土砂災害防止法

**４ 取組方針（３つの柱）**

次の３つの柱を掲げ、各対策に積極的に取り組むことにより、本市における**『流域治水』**を推進します。

**（１）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策　　　　　　　　…………柱１**

① 普通河川の整備及び適切な維持管理

② 下水道における排水施設等の整備

③ 田んぼダムの整備

④ ため池等の治水活用

⑤ 雨水流出抑制施設の整備推進、整備促進

⑥ 森林の環境整備及び適切な維持管理

⑦ 開発行為に対する雨水流出抑制の適切な指導

**（２）被害対象を減少させるための対策　　　　　　　　　　　　…………柱２**

① 立地適正化計画に基づく災害リスクの低い地域への居住誘導

**（３）被害の軽減、早期復旧・復興のための対策　　　　　　　　…………柱３**

① ハザードマップ等による災害リスク情報の発信

② 防災メール等を活用した情報発信の強化

③ 市立学校における防災教育の普及

④ 市立学校における避難確保計画の策定及び防災訓練等の実施

⑤ 地区防災計画やＢＣＰ策定の促進・強化

⑥ 防災タイムラインの改善

⑦ 防災マイ･タイムラインの普及・促進

⑧ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定並びに防災訓練等の実施の促進

⑨ 排水ポンプ車等の手配、排水作業準備計画の策定及び作業訓練の実施

⑩ 道路アンダーパス部の冠水対策

⑪ 避難地となる都市公園等の整備

**５ 取組方針の各対策の取扱い**

４の取組方針の各対策については、国や県の新たな動きなどにあわせ、必要に応じて内容の変更・追加等を行うこととし、その際は、佐野市流域治水連絡会議において、協議・調整を行い共有します。

**６ 取組方針の各対策の進捗状況把握**

佐野市流域治水連絡会議において、各年度における関係各課の対策の具体的な内容及びその進捗状況等を、把握し共有します。

**７ その他**

**『流域治水』**に関する情報等については、速やかに関係各課へ提供し、必要に応じて佐野市流域治水連絡会議において協議・調整を行います。